

# 山口県グリーン購入の推進方針

平成12年12月14日制定  
(平成14年3月26日改正、平成15年3月19日改正、  
平成16年3月25日改正、平成17年3月29日改正、  
平成18年3月29日改正、平成19年3月26日改正、  
平成20年3月31日改正、平成21年3月31日改正、  
平成22年3月31日改正、平成23年3月31日改正、  
平成26年3月25日改正、平成28年3月28日改正  
平成30年3月28日改正)

この推進方針は、「山口県循環型社会形成推進条例」及び「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、県が環境負荷の低減に資する製品やサービス（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

## 第1 環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

### 1 趣旨

県における製品やサービスの調達（以下「製品等の調達」という。）に当たって、その必要性と適正量を検討するとともに、価格や品質だけでなく、環境物品等を積極的に調達（以下「グリーン購入」という。）することにより、事務・事業活動から生じる環境負荷の低減を図るとともに、県民、事業者等によるグリーン購入を喚起し、持続可能な経済社会への転換をめざす。

### 2 対象範囲

県（知事部局、会計管理局、企業局、議会事務局、各種委員会事務局、教育庁及び警察本部）において調達する製品やサービスを対象とする。

### 3 グリーン購入推進の基本的考え方

- (1) 製品等の調達に当たっては、その必要性と適正量を十分検討し、その調達量の増加をもたらすことのないよう配慮する。
- (2) 製品等の調達に当たっては、次のいずれかの要件に該当する環境物品等を調達するよう努める。
  - ① 「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「山口県リサイクル製品認定普及事業における製品表示マーク」など、第三者機関の認定する環境ラベル製品
  - ② ①以外のもので、次の項目を考慮した、資源採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品のライフサイクル全体を通じて生じる環境負荷が相対的に小さい環境物品等
    - ・ 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
    - ・ 資源やエネルギーの消費が少ないこと
    - ・ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
    - ・ 長期間の使用ができること
    - ・ 再使用が可能であること
    - ・ リサイクルが可能であること
    - ・ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
    - ・ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと

- ③ その他、環境保全に積極的な事業者により、環境配慮のもとに製造され、販売される環境物品等

## 第2 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等の調達の推進に関する基本的事項

### 1 重点的調達推進品目及びその判断の基準等

別途定めるグリーン購入ガイド（環境生活部環境政策課及び会計管理局物品管理課作成）（以下「購入ガイド」という。）のとおり

### 2 調達に当たっての基本的な考え方

- (1) 各職場における製品等の調達に当たっては、購入ガイドに定める判断の基準を満たす環境物品等を積極的に調達することとする。
- (2) 公共工事については、県の調達の中でも金額が大きく、県経済に大きな影響力を有し、また、県が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、市町や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、以下の点に配慮しつつ、その調達に努めるものとする。

公共工事の目的物となる工作物（建築物を含む。）は、県民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んでいることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があり、当面行わないが、今後、国の取扱等も踏まえながら、検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む各種の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的観点から検討を進めていくこととする。

### 3 重点的調達推進品目以外の環境物品等

- (1) 購入ガイドに定めのない品目についても、第1—3—(2)に該当する環境物品等の調達に努めるものとする。

さらに、直接調達する環境物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求め、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。
- (2) 施設給食等を実施する県施設においては、環境負荷の低減や地産・地消の推進の観点からも、県内で生産された農産物の利用促進に努めるものとする。

## 第3 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- (1) 調達する製品等の用途等から上記によりがたい場合には、物品調達担当課（本庁、出先機関において、製品等の調達に係る事務を担当する部署をいう。）と協議し、対

処するものとする。

また、環境物品等に適合しない製品等の要求があった場合には、物品要求課に対して、適切な要求に是正するよう指導するとともに、特段の理由がない限り、物品要求課は物品調達担当課の指導に従うものとする。

- (2) 本推進方針及び購入ガイドは、山口県環境政策課ホームページに掲載し、公表することとする。また、購入ガイドは、必要に応じて見直し、掲載品目の追加等を行うものとする。
- (3) 環境生活部環境政策課及び会計管理局物品管理課は、グリーン購入が積極的に推進されるよう必要な情報の提供に努めるものとする。
- (4) グリーン購入ネットワーク、(公財)日本環境協会に掲載される環境物品等の情報を積極的に活用するものとする。
- (5) 本庁各課及び各出先機関の長は、購入ガイドに掲載された品目(設備、公共工事資材、役務(印刷を除く)は除く。)ごとのグリーン購入の実績を会計管理局物品管理課に報告するものとする。また、集計した年度実績の状況については、環境白書等を通じて公表するものとする。
- (6) 物品調達担当課は、物品納入業者等に対して、本推進方針等を周知し、グリーン購入の推進に協力するよう要請するものとする。

附 則

この方針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成30年4月1日から施行する。

## 参考

### ○ 環境ラベル等の種類（主なもの）

 <p>エコマーク</p>	<p>（公財）日本環境協会が認定する、商品の製造、使用、廃棄に際して、環境に与える負荷が他に比べて少ない商品や、環境への負荷を減らすことができる商品に付けられるもの。商品類型別に認定基準が定められている。</p>
 <p>グリーンマーク</p>	<p>（公財）古紙再生促進センターが認定する、古紙を再生利用した紙製品に付けられるもので、古紙を40%以上利用してつくられていることが基準となる。</p>
 <p>国際エネルギー・スター</p>	<p>○A機器の普及に伴う電力の消費を抑制するために、日米間の合意により「国際エネルギースタープログラム」が実施され（H7.10）、このプログラムで定めたエネルギー消費の抑制の基準を満足する省エネ型の○A機器に付けられる。</p>
 <p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p>	<p>PETボトルリサイクル推進協議会が認定する、一定のルートで再商品化されたPETボトル再生フレーク又はペレットが25%以上使用されており、商品の主要構成部材として利用されている商品に付けられるもの。</p>
 <p>牛乳パック再利用マーク</p>	<p>全国牛乳パックの再利用を考える連絡会が呼びかけてつくったマークで、牛乳パックを原料としたトレットペーパーなどに対して付けられるもの。</p>
 <p>再生紙使用マーク</p>	<p>再生紙の使用を促進するため、3R活動推進フォーラムが推奨している古紙配合率が記載されたマーク。</p>
 <p>省エネラベル</p>	<p>JIS規格として導入された表示制度で、家電製品等が省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準（トップランナー基準）の達成度合い（%）を表示したもの。</p>
 <p>省エネ統一ラベル</p>	<p>小売業者が製品の省エネ情報を表示するためのもので、エアコン、電気冷蔵庫、テレビ、電気便座について、①多段階評価、②省エネルギーラベル、③年間の電気目安料金等を表示したラベル。</p>
 <p>山口県認定リサイクル製品マーク</p>	<p>廃棄物等の発生抑制・リサイクルを推進するため、山口県が県内で製造加工されるリサイクル製品に対して与えられるマーク。 愛称：くるりん</p>

### ○ 山口県環境政策課ホームページ

（URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/green/green1.html>で山口県グリーン購入の推進方針、グリーン購入ガイド、グリーン購入の取組状況を公表している。）

### ○ グリーン購入ネットワーク（GPN）

グリーン購入の取組を促進するために、1996年2月に設立された企業・行政・消費者の緩やかなネットワーク。幅広いグリーン購入の普及啓発、購入ガイドラインの策定、環境に配慮した商品情報をまとめたデータベースづくりとデータブックの作成等を行っている。

（URL：<https://www.gpn.jp/> でこれらの情報が公開されている。）

### ○ 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

環境庁や関係行政機関、研究機関等と協力し、様々な環境問題の解決のための調査研究、普及啓発を行っている。その中の一つとして商品の資源採取から製造・流通・使用消費・廃棄・リサイクルにいたる商品のライフステージ全体で、他の同様な商品に比較して環境への負荷が相対的に少ない商品について、メーカーからの申込みを受けて、認定を行っている。

（URL：<https://www.ecomark.jp/> でこれらの情報が公開されている。）